

滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案

改正の理由

人事委員会勧告を踏まえ、通勤手当について自動車を使用する場合に係る支給限度額の引上げ等を行うため、また、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律による地方自治法の一部改正に伴い新たに第 2 種初任給調整手当を支給するため、滋賀県職員等の給与等に関する条例ほか 5 条例の一部を改正する。

改正の概要

1 人事委員会勧告に基づく通勤手当の改定

(1) 自動車を使用する場合の支給限度額を引上げ

現 行：月 41,300 円（片道 62km 以上）

改正後：月 69,100 円（片道 102km 以上）

※「102km 以上」を上限とする距離区分（4 km 刻み）を新設

(2) 駐車場を利用している場合の加算限度額を引上げ

現 行：月 3,500 円（駐車場利用料金の 1/2）

改正後：月 5,000 円（駐車場利用料金の全額）

2 第 2 種初任給調整手当の創設

地域別最低賃金に相当する額を下回らない月例給与水準を確保するため、第 2 種初任給調整手当を創設。

新たに採用された職員の給料および地域手当の合計が地域別最低賃金に相当する額に満たない場合、その差額を手当として支給する。

※現行の初任給調整手当（医師、獣医師等を対象）は第 1 種初任給調整手当に改称

3 施行日

令和 8 年 4 月 1 日

滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

県議会および知事に対する令和7年10月20日付けの給与についての人事委員会勧告を踏まえ、通勤手当について自動車を使用する場合に係る支給限度額の引上げ等を行うため、および一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第89号）による地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正を踏まえ、新たに第2種初任給調整手当を支給するため、滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）ほか5条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 新たに第2種初任給調整手当を支給することとします。（第1条の規定による改正後の第2条および第9条の3、第3条の規定による改正後の第2条、第4条の規定による改正後の第2条および第6条、第5条の規定による改正後の第2条および第4条の2ならびに第6条の規定による改正後の第3条および第10条の3関係）

(2) 通勤手当について、自動車を使用する場合に係る支給限度額および自動車の駐車のための施設を利用している場合の加算限度額を引き上げることとします。

また、通勤手当の支給の日について、支給単位期間に係る最初の月に支給することが困難な場合にはその翌月の人事委員会規則で定める日に支給することとします。（第1条の規定による改正後の第11条および第6条の規定による改正後の第12条関係）

(3) その他

ア この条例は、令和8年4月1日から施行することとします。

イ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

ウ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>第1条および第1条の2 省略 （職員の給料）</p> <p>第2条 職員の給料は、滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号。以下「職員勤務時間条例」という。）第2条から第5条まで、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第3条から第6条までまたは滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号。以下「警察職員勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤手当（第12条の3の規定による手当を含む。第24条、第27条第2号および第41条において同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。第24条において同じ。）および退職手当を除いたものとする。</p>	<p>第1条および第1条の2 省略 （職員の給料）</p> <p>第2条 職員の給料は、滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号。以下「職員勤務時間条例」という。）第2条から第5条まで、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第3条から第6条までまたは滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号。以下「警察職員勤務時間条例」という。）第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当（<u>第1種初任給調整手当および第2種初任給調整手当をいう。以下同じ。</u>）、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤手当（第12条の3の規定による手当を含む。第24条、第27条第2号および第41条において同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。第24条において同じ。）および退職手当を除いたものとする。</p>

第3条 省略

(初任給、昇格等の基準)

第4条 省略

2から5まで 省略

6 法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(次項、第15条第2項および第23条の2第2項において「短時間勤務職員」という。)のうち、法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員勤務時間条例第2条第3項、学校職員勤務時間条例第3条第3項または警察職員勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を職員勤務時間条例第2条第1項、学校職員勤務時間条例第3条第1項または警察職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間(次項、第29条第2項および第33条において「職員勤務時間条例等に規定する1週間当たりの勤務時間」という。)で除して得た数を乗じて得た額とする。

7 省略

第5条から第9条まで 省略

(初任給調整手当)

第9条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各

第3条 省略

(初任給、昇格等の基準)

第4条 省略

2から5まで 省略

6 法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(次項、第15条第2項および第23条の2第2項において「短時間勤務職員」という。)のうち、法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員勤務時間条例第2条第3項、学校職員勤務時間条例第3条第3項または警察職員勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を職員勤務時間条例第2条第1項、学校職員勤務時間条例第3条第1項または警察職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間(以下「職員勤務時間条例等に規定する1週間当たりの勤務時間」という。)で除して得た数を乗じて得た額とする。

7 省略

第5条から第9条まで 省略

(初任給調整手当)

第9条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各

号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号および第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から20年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1)から(4)まで 省略

- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間および支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(新設)

号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号および第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から20年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、第1種初任給調整手当として支給する。

(1)から(4)まで 省略

- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により第1種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、第1種初任給調整手当を支給する。
- 3 前2項の規定により第1種初任給調整手当を支給される職員の範囲、第1種初任給調整手当の支給期間および支給額その他第1種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第9条の3 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級ならびに同条第3項から第5項までならびに第5条第2項および第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会規則で定める額）ならびにこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を職員勤務時間条例等に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会

第10条から第10条の5まで 省略

(通勤手当)

第11条 省略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 省略

規則で定める時間を減じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額は、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第10条から第10条の5まで 省略

(通勤手当)

第11条 省略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 省略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、当該額から人事委員会規則で定める額を減じた額）

ア 自動車を使用する場合 その使用距離に応じて41,300円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額（自動車の駐車のための施設で人事委員会規則で定めるものを併せて利用している場合にあつては、当該額に3,500円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額）

イ 省略

(3) 省略

3および4 省略

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号アに定める自動車の使用距離に応じて41,300円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額、同号イに定める自転車等の使用距離に応じて16,600円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額および特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円（同号アに定める自動車の駐車のための施設で人事委員会規

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、当該額から人事委員会規則で定める額を減じた額）

ア 自動車を使用する場合 その使用距離に応じて69,100円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額（自動車の駐車のための施設で人事委員会規則で定めるものを併せて利用している場合にあつては、当該額に5,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額）

イ 省略

(3) 省略

3および4 省略

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号アに定める額、同号イに定める額および特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

則で定めるものを併せて利用している場合にあつては150,000円に同号
アに定める3,500円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加
算した額、同号イに定める自転車等の駐車のための施設で人事委員会
規則で定めるものを併せて利用している場合にあつては150,000円に同
号イに定める1,500円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を
加算した額)に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 通勤手当は、支給単位期間（人事委員会規則で定める通勤手当にあつては、人事委員会規則で定める期間）に係る最初の月の人事委員会規則で定める日に支給する。

7から9まで 省略

第11条の2から第37条の2まで 省略

（第2号会計年度任用職員の給与への準用）

第38条 第2条、第6条、第7条、第9条の2、第10条の3、第10条の4、第11条、第11条の3から第12条の3（第2項を除く。）まで、第13条、第15条（第2項および第6項を除く。）から第19条まで、第22条の2、第23条および第24条の規定は、第2号会計年度任用職員の給与について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

6 通勤手当は、支給単位期間（人事委員会規則で定める通勤手当にあつては、人事委員会規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあつては、その翌月）の人事委員会規則で定める日に支給する。

7から9まで 省略

第11条の2から第37条の2まで 省略

（第2号会計年度任用職員の給与への準用）

第38条 第2条、第6条、第7条、第9条の2、第9条の3、第10条の3、第10条の4、第11条、第11条の3から第12条の3（第2項を除く。）まで、第13条、第15条（第2項および第6項を除く。）から第19条まで、第22条の2、第23条および第24条の規定は、第2号会計年度任用職員の給与について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	省略	
	管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当	初任給調整手当、地域手当、通勤手当
	省略	
(新設)		
省略		

第39条および第40条 省略

(技能労務職員の給与の種類および基準)

第41条 技能労務職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員である技能労務職員を除く。次項において同じ。）の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当および退職手当とする。

第2条	省略	
	管理職手当、初任給調整手当および第2種初任給調整手当をいう。以下同じ。）、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当	初任給調整手当（第1種初任給調整手当および第2種初任給調整手当をいう。以下同じ。）、地域手当、通勤手当
	省略	
第9条の3第1項	第4条第2項の規定	人事委員会規則の定めるところ
	ならびに同条第3項から第5項までならびに第5条第2項および第3項	および第36条第2項
省略		

第39条および第40条 省略

(技能労務職員の給与の種類および基準)

第41条 技能労務職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員である技能労務職員を除く。次項において同じ。）の給与は、給料、第2種初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当およ

2 省略

3 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員である技能労務職員の給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当および退職手当とする。

4 省略

第42条以下 省略

び退職手当とする。

2 省略

3 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員である技能労務職員の給与は、給料、第2種初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当および退職手当とする。

4 省略

第42条以下 省略

滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>第1条から第11条まで 省略</p> <p>第12条 滋賀県モーターボート競走事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（令和7年滋賀県条例第45号。以下「競走事業職員給与条例」という。）第4条、第5条および第7条の規定は、特定任期付競走事業職員には、適用しない。</p> <p>2 省略</p> <p>第13条以下 省略</p>	<p>第1条から第11条まで 省略</p> <p>第12条 滋賀県モーターボート競走事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（令和7年滋賀県条例第45号。以下「競走事業職員給与条例」という。）第4条から第5条までおよび第7条の規定は、特定任期付競走事業職員には、適用しない。</p> <p>2 省略</p> <p>第13条以下 省略</p>

滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>第1条 省略 （給与の種類）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。次項および第5項において同じ。）および退職手当とする。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）に限る。）の手当の種類は、管理職手当、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当および災害派遣手当とする。</p> <p>5 第3項の規定にかかわらず、職員（定年前再任用短時間勤務職員に</p>	<p>第1条 省略 （給与の種類）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当（<u>第1種初任給調整手当および第2種初任給調整手当をいう。</u>第6項において同じ。）、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。次項および第5項において同じ。）および退職手当とする。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）に限る。）の手当の種類は、管理職手当、<u>第2種初任給調整手当</u>、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当および災害派遣手当とする。</p> <p>5 第3項の規定にかかわらず、職員（定年前再任用短時間勤務職員に</p>

限る。)の手当の種類は、管理職手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当および災害派遣手当とする。

6 省略

第3条以下 省略

限る。)の手当の種類は、管理職手当、第2種初任給調整手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当および災害派遣手当とする。

6 省略

第3条以下 省略

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新
<p>第1条 省略 （給与の種類）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）および退職手当とする。</p> <p>第3条から第5条まで 省略 （初任給調整手当）</p> <p>第6条 <u>初任給調整手当</u>は、医学または歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して、採用の日から35年以内の期間支給する。</p> <p>（新設）</p>	<p>第1条 省略 （給与の種類）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当（<u>第1種初任給調整手当および第2種初任給調整手当をいう。</u>）、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）および退職手当とする。</p> <p>第3条から第5条まで 省略 （初任給調整手当）</p> <p>第6条 <u>第1種初任給調整手当</u>は、医学または歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して、採用の日から35年以内の期間支給する。</p> <p>2 <u>第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員の第3条第1項の給料表の給料額（定年前再任</u></p>

(新設)

第7条から第17条まで 省略

(期末手当)

第18条 省略

2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)であって、次の各号のいずれかに該当するものには、前項の規定にかかわらず、期末手当は、支給しない。

用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。第24条第2項において同じ。)その他の病院事業庁長が定める職員にあっては、病院事業庁長が定める額)およびこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を病院事業庁長が定める時間で除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して病院事業庁長が定める額を下回るものに対して、採用の日から病院事業庁長が定める日までの間、支給する。

3 前項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして病院事業庁長が定めるものには、病院事業庁長が定めるところにより、同項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

第7条から第17条まで 省略

(期末手当)

第18条 省略

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)であって、次の各号のいずれかに該当するものには、前項の規定にかかわらず、期末手当は、支給しない。

(1)および(2) 省略

3 省略

第19条から第23条まで 省略

(特定の職員についての適用除外)

第24条 省略

2 第6条、第7条、第9条、第11条および前条の規定は地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（定年再任用短時間勤務職員（同条第3項に規定する定年再任用短時間勤務職員をいう。以下この項において同じ。）を除く。）について、第6条、第7条、第11条および前条の規定は定年再任用短時間勤務職員については、適用しない。

3 省略

第25条以下 省略

(1)および(2) 省略

3 省略

第19条から第23条まで 省略

(特定の職員についての適用除外)

第24条 省略

2 第6条第1項、第7条、第9条、第11条および前条の規定は地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（定年再任用短時間勤務職員を除く。）について、第6条第1項、第7条、第11条および前条の規定は定年再任用短時間勤務職員については、適用しない。

3 省略

第25条以下 省略

滋賀県モーターボート競走事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例新旧対照表（第5条関係）

旧	新
<p>第1条 省略 （給与の種類）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）および退職手当とする。</p> <p>第3条および第4条 省略</p> <p>（新設）</p>	<p>第1条 省略 （給与の種類）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、<u>第2種初任給調整手当</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当および特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）および退職手当とする。</p> <p>第3条および第4条 省略</p> <p><u>（第2種初任給調整手当）</u></p> <p>第4条の2 <u>第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員の第3条第1項の給料表の給料額（定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。第23条第2項において同じ。）その他のボートレース事業庁長が定める職員にあっては、ボートレース事業庁長が定める額）およびこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額をボートレー</u></p>

第5条から第16条まで 省略

(期末手当)

第17条 省略

2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)であつて、次の各号のいずれかに該当するものには、前項の規定にかかわらず、期末手当は、支給しない。

(1)および(2) 省略

3 省略

第18条から第22条まで 省略

(特定の職員についての適用除外)

ス事業庁長が定める時間で除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮してボートレース事業庁長が定める額を下回るものに対して、採用の日からボートレース事業庁長が定める日までの間、支給する。

2 前項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとしてボートレース事業庁長が定めるものには、ボートレース事業庁長が定めるところにより、同項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

第5条から第16条まで 省略

(期末手当)

第17条 省略

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)であつて、次の各号のいずれかに該当するものには、前項の規定にかかわらず、期末手当は、支給しない。

(1)および(2) 省略

3 省略

第18条から第22条まで 省略

(特定の職員についての適用除外)

第23条 省略

2 第5条、第7条、第9条および前条の規定は地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（定年前提任用短時間勤務職員（同条第3項に規定する定年前提任用短時間勤務職員をいう。以下この項において同じ。）を除く。）について、第5条、第9条および前条の規定は定年前提任用短時間勤務職員については、適用しない。

3 省略

第24条以下 省略

第23条 省略

2 第5条、第7条、第9条および前条の規定は地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（定年前提任用短時間勤務職員を除く。）について、第5条、第9条および前条の規定は定年前提任用短時間勤務職員については、適用しない。

3 省略

第24条以下 省略

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例新旧対照表（第6条関係）

旧	新
<p>第1条および第2条 省略 （職員の給料）</p> <p>第3条 職員の給料は、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第3条から第6条までに規定する勤務時間による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、定時制通信教育手当、特殊勤務手当、へき地手当（第13条の2の2の規定による手当を含む。第21条および第25条第2号において同じ。）、産業教育手当、義務教育等教員特別手当および退職手当を除いたものとする。</p> <p>第4条から第10条の2まで 省略</p> <p>（新設）</p>	<p>第1条および第2条 省略 （職員の給料）</p> <p>第3条 職員の給料は、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第3条から第6条までに規定する勤務時間による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、<u>第2種初任給調整手当</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、定時制通信教育手当、特殊勤務手当、へき地手当（第13条の2の2の規定による手当を含む。第21条および第25条第2号において同じ。）、産業教育手当、義務教育等教員特別手当および退職手当を除いたものとする。</p> <p>第4条から第10条の2まで 省略 <u>（第2種初任給調整手当）</u></p> <p><u>第10条の3 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級ならびに同条第3項から第5項までならびに第7条第2項および第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定め</u></p>

第11条から第11条の4まで 省略

(通勤手当)

第12条 省略

る職員にあつては、人事委員会規則で定める額)ならびにこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を学校職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額は、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第11条から第11条の4まで 省略

(通勤手当)

第12条 省略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 省略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、当該額から人事委員会規則で定める額を減じた額）

ア 自動車を使用する場合 その使用距離に応じて41,300円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額（自動車の駐車のための施設で人事委員会規則で定めるものを併せて利用している場合にあつては、当該額に3,500円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額）

イ 省略

(3) 省略

3および4 省略

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号アに定める自動車の使用距離に応じて41,300円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額、同号イに定める自転車等の使用距離に応じて16,600円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額および特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 省略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、当該額から人事委員会規則で定める額を減じた額）

ア 自動車を使用する場合 その使用距離に応じて69,100円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額（自動車の駐車のための施設で人事委員会規則で定めるものを併せて利用している場合にあつては、当該額に5,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額）

イ 省略

(3) 省略

3および4 省略

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号アに定める額、同号イに定める額および特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位

超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円（同号アに定める自動車の駐車のための施設で人事委員会規則で定めるものを併せて利用している場合にあつては150,000円に同号アに定める3,500円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額、同号イに定める自転車等の駐車のための施設で人事委員会規則で定めるものを併せて利用している場合にあつては150,000円に同号イに定める1,500円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額）に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 通勤手当は、支給単位期間（人事委員会規則で定める通勤手当にあつては、人事委員会規則で定める期間）に係る最初の月の人事委員会規則で定める日に支給する。

7から9まで 省略

第12条の2から第13条の3まで 省略

（職員の給与の減額）

第14条 省略

2 前項の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額ならびにこれに対する地域手当およびへき地手当（第13条の2の2の規定による手当を含む。）の月額の合計額に12を乗じたものを、1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので

期間の月数を乗じて得た額とする。

6 通勤手当は、支給単位期間（人事委員会規則で定める通勤手当にあつては、人事委員会規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあつては、その翌月）の人事委員会規則で定める日に支給する。

7から9まで 省略

第12条の2から第13条の3まで 省略

（職員の給与の減額）

第14条 省略

2 前項の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額ならびに第2種初任給調整手当、給料の月額に対する地域手当およびへき地手当（第13条の2の2の規定による手当を含む。）の月額の合計額に12を乗じたものを、1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規

除して得た額とする。

3 省略

第15条から第24条まで 省略

(会計年度任用職員の給与)

第25条 会計年度任用職員には、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める給与を支給する。

(1) 省略

(2) 第2号会計年度任用職員 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、へき地手当、産業教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、定時制通信教育手当、義務教育等教員特別手当および退職手当

(第1号会計年度任用職員の報酬の種類)

第26条 前条第1号に掲げる報酬の種類は、基本報酬（給料および地域手当に相当する報酬をいう。以下同じ。）ならびに特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当および宿日直手当に相当する報酬とする。

(基本報酬)

第27条 省略

2 月額で定める基本報酬の額は、第1号会計年度任用職員が第2号会計年度任用職員であるとした場合にこの条例の規定により支給すべき

則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

3 省略

第15条から第24条まで 省略

(会計年度任用職員の給与)

第25条 会計年度任用職員には、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める給与を支給する。

(1) 省略

(2) 第2号会計年度任用職員 給料、第2種初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、へき地手当、産業教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、定時制通信教育手当、義務教育等教員特別手当および退職手当

(第1号会計年度任用職員の報酬の種類)

第26条 前条第1号に掲げる報酬の種類は、基本報酬（給料、第2種初任給調整手当および地域手当に相当する報酬をいう。以下同じ。）ならびに特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当および宿日直手当に相当する報酬とする。

(基本報酬)

第27条 省略

2 月額で定める基本報酬の額は、第1号会計年度任用職員が第2号会計年度任用職員であるとした場合にこの条例の規定により支給すべき

給料月額、給料の調整額および地域手当の月額のそれぞれに、当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を学校職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額とする。

- 3 日額で定める基本報酬の額は、基準報酬月額（第1号会計年度任用職員が第2号会計年度任用職員であるとした場合にこの条例の規定により支給すべき給料および地域手当の月額の合計額をいう。次項および第30条第2項において同じ。）を21で除して得た額に、当該第1号会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

4 省略

第28条から第30条まで 省略

（第1号会計年度任用職員の期末手当）

第31条 省略

2 省略

- 3 前項において準用する第17条第2項の期末手当基礎額は、月額で定められた基本報酬の額（日額または時間額で基本報酬の額が定められた第1号会計年度任用職員にあつては、月額で基本報酬の額が定められたとした場合における基本報酬の額）とする。

給料月額、給料の調整額ならびに第2種初任給調整手当および地域手当の月額のそれぞれに、当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を学校職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額とする。

- 3 日額で定める基本報酬の額は、基準報酬月額（第1号会計年度任用職員が第2号会計年度任用職員であるとした場合にこの条例の規定により支給すべき給料、第2種初任給調整手当および地域手当の月額の合計額をいう。次項および第30条第2項において同じ。）を21で除して得た額に、当該第1号会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

4 省略

第28条から第30条まで 省略

（第1号会計年度任用職員の期末手当）

第31条 省略

2 省略

- 3 前項において準用する第17条第2項の期末手当基礎額は、月額で定められた基本報酬の額（日額または時間額で基本報酬の額が定められた第1号会計年度任用職員にあつては、月額で基本報酬の額が定められたとした場合における基本報酬の額）から第2種初任給調整手当に相当する報酬として算定された額を控除した額とする。

第31条の2から第35条の2まで 省略

(第2号会計年度任用職員の給与への準用)

第36条 第3条、第8条、第9条、第11条の3、第12条、第13条から第14条まで、第16条および第19条の2から第21条までの規定は、第2号会計年度任用職員の給与について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条	省略	
	管理職手当、扶養手当、 地域手当、住居手当、通 勤手当、単身赴任手当、 宿日直手当、管理職員特 別勤務手当	地域手当、通勤手当、宿 日直手当
	省略	
(新設)		
省略		

第37条 省略

第31条の2から第35条の2まで 省略

(第2号会計年度任用職員の給与への準用)

第36条 第3条、第8条、第9条、第10条の3、第11条の3、第12条、第13条から第14条まで、第16条および第19条の2から第21条までの規定は、第2号会計年度任用職員の給与について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条	省略	
	管理職手当、 <u>第2種初任</u> 給調整手当、扶養手当、 地域手当、住居手当、通 勤手当、単身赴任手当、 宿日直手当、管理職員特 別勤務手当	<u>第2種初任給調整手当</u> 、 地域手当、通勤手当、宿 日直手当
	省略	
第10条の3第1項	第6条第2項の規定	人事委員会規則の定める ところ
	ならびに同条第3項から 第5項までならびに第7 条第2項および第3項	および第33条第2項
省略		

第37条 省略

(会計年度任用職員の休職者の給与)

第38条 会計年度任用職員が法第28条第2項第2号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める給与のそれぞれ100分の60以内の額を支給することができる

(1) 第1号会計年度任用職員 基本報酬

(2) 省略

2から4まで 省略

第39条以下 省略

(会計年度任用職員の休職者の給与)

第38条 会計年度任用職員が法第28条第2項第2号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める給与のそれぞれ100分の60以内の額を支給することができる

(1) 第1号会計年度任用職員 基本報酬(第2種初任給調整手当に相当する報酬として算定された部分を除く。次項第1号において同じ。)

(2) 省略

2から4まで 省略

第39条以下 省略

滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例新旧対照表（付則第3項関係）

旧	新
<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>第1条から第19条まで 省略</p> <p>（滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第20条 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例第6条、第7条、第11条および第23条の規定は、暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）には適用しない。</p> <p>2 省略</p> <p>第21条以下 省略</p>	<p>本則 省略</p> <p>付 則</p> <p>第1条から第19条まで 省略</p> <p>（滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第20条 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例第6条第1項、第7条、第11条および第23条の規定は、暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）には適用しない。</p> <p>2 省略</p> <p>第21条以下 省略</p>